

問題を提示している。<Oran R. Young, "Political Discontinuities in the International System", *World Politics*, Vol. XX (1968). さらにスコットは、システム論と政策決定論とを組み合わせたモデルを提示している。しかしシステム論全体に共通する方法論上の性格はあるといえよう。

- (91) 坂本百大『システム——その科学と哲学』
ダイヤモンド社、1974年、5ページ。
- (92) Stanley Hoffmann, "International Relations, The Long Road to Theory", *World Politics*, Vol. 11, April (1959).

- 律時報』第56卷11号、1985年、99～100ページ。
- (50) 木村實、前掲論文。
- (51) グローチウス、前掲書、第三巻、492～611ページ。
- (52) 田中忠「『戦争と平和の法』研究2」209～210ページ。大沼「『戦争と平和の法』研究6、戦争(3)——主体——」『法律時報』第54巻12号、1983年、154～157ページ。
- (53) Grenville Clark & Louis B. Sohn, *World Peace Through World Law*, Harvard University Press, Cambridge, Mass., Charles E. Tuttle Compamy, Tokyo, 1960.
- (54) *Ibid.*, p. xv.
- (55) Hans Kelsen, *The Law of the United Nations*, Frederick A. PRAEGER, Pub., 1966.
- (56) Clark & Sohn, *op. cit.*, p. xix.
- (57) *Ibid.*, pp. xxix～xxxiv.
- (58) *Ibid.*, pp. xvii～xiv.
- (59) *Ibid.*, pp. xxxiii～xiv.
- (60) *Ibid.*, pp. xvii～xxiii.
- (61) *Ibid.*, pp. xxxiv～xxxv.
- (62) Wolfgang Freidmann, "The Changing Structure of International Law", *Contemporary*.
- (63) *Status*, pp. 474～475.
- (64) Friedmann, *op. cit.*, p. 145 & p. 149.
- (65) *Ibid.*, p. 151.
- (66) *Ibid.*, pp. 142～145.
- (67) *Ibid.*, pp. 141～151.
- (68) *Status*, pp. 476～477.
- (69) Morton A. Kaplan and Nicholas de B. Katzenbach, *The Political Foundations of International Law*, New York, Wiley, 1957.
- (70) *Ibid.*, Chapter VIII.
- (71) *Ibid.*
- (72) Morton A. Kaplan "Constitutional Structures and Processes in the International Arena", *Future*, pp. 156～163.
- (73) *Status*, pp. 486～487.
- (74) Kaplan & Katzenbach, *op. cit.*
- (75) A.M. スコット著、原彬久訳『国際政治の機能と分析』福村出版、1973年。Andrew M. Scott, *The Function of International Political System*. Macmillan, N. Y., 1967.
- (76) Oran R. Young, "The United Nations and the International System", Leon Gordenker, ed., *The United Nations in International Politics*, Princeton, New Jersey, 1971.
- (77) スコット、前掲書、229～333ページ。
- (78) Youg, *op. cit.*, pp. 14～35.
- (79) Stanley Hoffmann, "International Organization and International System", *International Organization*, Vol. 24, Summer, 1971.
- (80) Young, *op. cit.*, pp. 47～59.
- (81) Hoffmann, *op. cit.*, pp. 389～390.
- (82) *Ibid.*, pp. 404～410.
- (83) Stanley Hoffmann, "International Systems and International Law", Klaus Knorr and Sidney Verba, eds., *The International System*, Princeton, Princeton University Press, 1969.
- (84) *Ibid.*, p. 205.
- (85) *Ibid.*, pp. 206～207.
- (86) *Ibid.*, pp. 207～208.
- (87) *Ibid.*, pp. 213～214.
- (88) *Ibid.*, pp. 217～233.
- (89) *Ibid.*, pp. 233～237.
- (90) 同じシステム論でも、方法論は微妙に異なる。カプランと比べた場合、ヤングは、国家下位体系の分析も試み、そこでの不連続性の

究を行なう際の methodological position を明確にするという意味を持つ。それゆえ筆者の方法論を導く過程で利用し得た研究のみを扱っている点をご容赦いただきたい。実証研究は単なる事実の羅列であってはならない。絶えず国際社会に対する認識を、広く深く問い合わせる姿勢の上にこそ、眞の実証研究は成立し得るものであると考える。その意味で、本稿は、筆者の方法論研究の中間報告である。今後も実証研究を続ける上で土台として、理論及び方法論の考察を深める必要があると考えている。

- (27) 山下泰子「歴史的背景——グロティウスのネーデルランド——」『法律時報』第54巻11号、1983年、86ページ。
- (28) グローチウス著、一又正雄訳『戦争と平和の法』第一巻～第三巻、巖松堂書店、昭和25～26年。
- (29) 同研究会は、1976年から二年間にわたって、グロティウスの『戦争と平和の法』を研究し、その成果を1983～85年の二年間にわたって、『法律時報』に連載している。
- (30) H. Lauterpacht, "The Grotian Tradition in International law", *British Yearbook of International Law*, Vol. 23 (1946), pp. 1～53. なお同論文は、Contemporary, pp. 10～36. に収録され、本稿ではこれを用いた。
- (31) Ibid., p. 15.
- (32) Ibid., pp. 16～18.
- (33) Ibid., pp. 18～19.
- (34) Ibid., pp. 19～22.
- (35) Ibid., pp. 22～24.
- (36) Ibid., pp. 24～25.
- (37) Ibid., pp. 25～26.

- (38) Ibid., pp. 26～28.
- (39) Ibid., pp. 28～29.
- (40) Ibid., pp. 29～31.
- (41) Richard Falk, "The Grotian Quest", *Contemporary*.
- (42) Ibid., pp. 36～42 (大意).
- (43) "The Grotian Moment", *Contemporary*, pp. 7～10.
- (44) 大沼保昭「『戦争と平和の法』の研究1」『法律時報』第54巻11号 (1983年) 77ページ。
- (45) 同上、78ページ。
- (46) 同上。
- (47) 『法律時報』第54巻11号～56巻12号 (1983～85年)。なお同研究会の研究成果としては、『法律時報』の連載の他に以下のようないものを参照した。木村實「グロティウス『戦争と平和の法』における合意論」『国際法外交雑誌』第83巻1号 (1984年)。河西直也「グロティウスにおける戦争と諸国民の法——正当性と合法性の交錯——」同上誌。田中忠「グロティウスの*imperium*および*dominium*概念に関する一試論」同上誌。山下泰子「紹介：Charles S. Edwards, "Hugo Grotius, The Miracle of Holland"」同上誌。
- (48) さらに、筆者の示した四つの問題点そのものも、きわめて現代的なものであるという制約もある。
- (49) グローチウス、前掲書、第一巻、5～29ページ。田中忠「『戦争と平和の法』研究2、グロティウスの方法——プロレゴメナを中心にして」『法律時報』第54巻12号、1982年、201～204ページ。大沼保昭「『戦争と平和の法』研究23、まとめ（一）——「愛とソロバン」の伴奏で舞うプリマドンナ「法」——」『法

- 政治』上、東京大学出版会、1973年、150～155ページ。Frederick L. Schuman, *International Politics*, McGraw-Hill Book Company, 1969, p. 144.
- (3) Hans J. Morgenthau, *Politics among Nations : The Struggle for Power and Peace*, 5th ed., Revised, New York, Alfred A. Knopf, 1978, p. 282.
- (4) *Ibid.*, p. 282.
- (5) E.H. カー著、井上茂訳『危機の二十年』岩波現代叢書、1977年、226ページ。Edward Hallet Carr, *The Twenty Years' Crisis 1919～1939*, The Macmillan & Co. Ltd. 1945, p. 170.
- (6) 同上書、227ページ。*Ibid.*, p. 171.
- (7) シューマン、前掲書、150ページ。Schuman, *op. cit.*, p. 144.
- (8) Morgenthau, *loc. cit.*, p. 284.
- (9) *Ibid.*, pp. 295～297.
- (10) *Ibid.*, p. 314.
- (11) *Ibid.*, pp. 289～293.
- (12) シューマン、前掲書、155ページ。Schuman, *op. cit.*, p. 149. Morgenthau, *op. cit.*, pp. 297～298.
- (13) シューマン、同上書、256ページ。Schuman, *op. cit.*, p. 149.
- (14) Morgenthau, *op. cit.*, p. 298.
- (15) カー、前掲書、235ページ。Carr, *op. cit.*, p. 178.
- (16) 同上書、236ページ。*Ibid.*, p. 179.
- (17) シューマン、前掲書、260ページ。Schuman, *op. cit.*, p. 256. Morgenthau, *op. cit.*, p. 285.
- (18) 同上書、141ページ。Schuman, *Ibid.*, p. 135.
- (19) カー、前掲書、237ページ。
- (20) Morgenthau, *op. cit.*, p. 298.
- (21) Francis Anthony Boyle, *World Politics and International Law*, Duke University Press, Durham 1985, p. 12.
- (22) Hans Kelsen, *Reine Rechtslehre*, 1934, Vorwrt. ケルゼン著、横田喜三郎訳『純粹法学』岩波書店、1979年、1ページ。
- (23) 横田喜三郎「現代国際法における純粹法学の意義——フェアドロス教授の貢献——」『立教法学』26号、1986年、131～132ページ。
- (24) 同上(大意)、135ページ。
- (25) なお、以下の章において、法政策学派の方法論を紹介した研究書の中で、引用頻度の高いものについては、次のような略号を用いて示す。
- Future*……Richard Falk and Cyril Black, eds., *The Future of the International Legal Order*, I～IV Vols, Princeton University Press, N. J., 1969
- Status*……Richard Falk, *The Status of Law in International Society*, Princeton University Press, Princeton, N. J., 1970.
- Creation*……Saul Mendlovitz, ed., *On the Creation of a Just World Order : Preferred Worlds for the 1990s*, Free Press, New York, 1975.
- Contemporary*……Richard Falk, Friedrich Kratochwil and Saul H. Mendelovitz, eds., *International Law : A Contemporary Perspective : Studies on a Just World Order*, no. 2, Westview Press, Boulder and London, 1985.
- (26) 以上のような本稿の構成は、筆者の実証研

国家によって独占されている。国際法がこの力を持たず、脆弱であるのは、次の三つの特色による。①組織化の度合いが低いこと、②国内法が同質的な個人群を対象とするのに対し、国際法の対象は異質的であること、③国際法には結束も権威もないこと、⁸⁵⁾である。これに対し、国際システムには二つの型がある。ひとつは安定型、いまひとつは革命型である。⁸⁶⁾この国際システムが安定型である時は、政治変動が法秩序に致命的な影響を与えないが、革命型である時には、国際法とのギャップや、その不明瞭さが原因となって、国際秩序が破壊され、転覆される。⁸⁷⁾19世紀の国際システムは、安定型であったが、現代の国際システムは、革命型である。⁸⁸⁾ここにおいて考察しなければならないことは、義務の基礎——国際法の拘束力——の問題と、国際法の対象としての主権の問題である。前者の問題については、国際法が結束し権威を持ち得るのは、共通の目的の性質や実体如何による。しかし、中心となる権力のない国際システムでは、共通の目的意識が低い。それゆえ、国際法の拘束力の問題を分析する際には、そのレベル、時間、空間などの要素を考慮する必要がある。主権の問題に関しては、その行使の仕方、国際法との関係、主権平等の問題などを考え直す必要がある。そして、国際的または地域的行為主体間で、たくさんの国家権力を再配分することによって、新しい安定型の国際システムとなるだろう、⁸⁹⁾と述べている。ホフマンのこの考察の中には、筆者の示した四つの問題点が含まれている。しかし、彼は国際法を力のないものとして批判するというような、後向きの姿勢を示しているわけではない。国際政治学者でありながら、国際法の問題に、積極的な

姿勢を示している。

以上、国際政治学から国際法へ歩み寄りを示した研究を考察した。なぜこのような歩み寄りがなし得たのか。これは、システム論という方法論の性格に関わる問題である。⁹⁰⁾すなわち、システムそのものが、「物理的体系であろうと、生物的体系であろうと、あるいは行動体系であろうと、すべての体系に共通する特徴がある。」⁹¹⁾そのためシステム論は、自然科学、社会科学諸分野間の垣根を壊し、学際的な研究方法を開発することに貢献した。それゆえ、カプランとカツツエンバッケの研究に代表されるように、国際法学と国際政治学の垣根を取り扱うことは容易だったのである。しかし、システム論の問題点は、理論枠組みを提示し、それを分析し得たとしても、その分析結果を使って考察し、論ずることができない点にあるといえよう。ホフマンは、システム論のこのような欠点を見抜いて、システム論批判を行なっている。⁹²⁾それゆえ、ホフマンの研究は、国際システムを対象としても、システム論ではないといえよう。

以上に示したような、国際法学におけるシステム論と国際政治学におけるシステム論が、両学問分野の垣根を取り払い、学際的な研究の道を開いた。これは、国際法学と国際政治学の歩み寄りの一段階といえよう。次章で考察する法政策学派は、このような学際的土壌の中で、国際政治学、中でも政策決定論と、国際法学とを架橋したような学際的方法論を提示するのである。

(1) 国際法学会編『国際関係法辞典』三省堂、

1995年、iページ。

(2) F. L. シューマン著、長井信一訳『国際

結論から述べれば、国際機構や国際法の体系性ということが、国際政治学をして国際法に歩み寄らしめた。国際政治学者、中でもシステム論研究者は、まず国際法よりも国際機構の体系性ということに眼を向ける。この例としては、スコット (Andrew M. Scott) と⁷⁵、ヤング (Oran R. Young) が⁷⁶挙げられる。さらに国際法の体系性にまで着目した研究者は、前節のカプランやホフマン (Stanley Hoffman) である。

まず、スコットとヤングに共通して示される問題意識は、国際機構、中でも国連が、国際システムに及ぼす影響と、国際システムが国連に及ぼす影響の二側面を分析することである。また、いまひとつ共通する点は、国連と国際システムを別個のものとして扱い、対局に置いている点である。スコットは、国連と国際システムが相互に及ぼす影響の要因を、網羅的に羅列しているが、整理がなされていない。⁷⁷これに対し、ヤングは、分析結果をうまく整理している。特に、国際システムが国連に及ぼす影響と、国際政治学による国際法批判（もちろんこれを同義に扱うことはできないが、）には、共通点がある。国連の活動のなかで、大国の同意が大きく影響を及ぼしている点、小国と大国の双方が、国連を政治的道具として利用している点などがそれである。⁷⁸

ヤングはさらに、現在の国連と国際システムの問題点を分析して、将来の国連と国際システムのモデルを提示しようとする。これは、ホフマンの問題意識にも共通している。⁷⁹ヤングが1970年代に示した将来のモデルは、次の5つものであった。① 新たな勢力均衡を基礎とする国連、② 米ソ二超大国間の協調を基礎とす

る国連、③ 下位体系 (subsystem) が不連続性を示す国連、④ 多様な行為主体の混合としての国連、⑤ 相互依存システムに基づく国連。⁸⁰以上である。ヤングのこのような分析は、国連および国際システムの現状分析によって示された要因から、予測され得る将来のモデルを引き出したものである。その詳細な分析が優れているといえよう。

これに対してホフマンは、国連と国際システムを同義とし、世界政治システムをこれに対置する。そして国際機構、特に国連が実効性を保ち得るには、いかなる国際システムであるべきか、という問題意識を持って議論を進める。⁸¹その考察によると、国際システムが、以下の三条件を備えていれば、温和な国際システム (a moderate international system) が維持され、国連の実効性は保たれるだろうという。⁸²すなわち ①いくつかの危機が回避できること、②超大国の協調が得られること、③世界政治システム内での国家の隔離（例、南アフリカの経済制裁）を徐々になくしていくこと、である。このようにホフマンは、国連の実効性ということを問題としている。

さらに彼は、国際法と国際システムの関係についての考察を進める。⁸³そこで彼は、次のふたつの問題を提示する。ひとつは、国際関係の歴史社会学が示し得る仕事のひとつとして、国際政治の一側面としての国際法の比較研究を行なうということである。いまひとつは、国際法についての社会学的、機能主義的理論枠組みの提示ということである。⁸⁴彼にとって法とは、社会集団を秩序付けるための人間の行動に対する一連の規則であって、それは外部からの力によって実施される国内法の場合には、この力が

つの見地から、国際法を再秩序化する必要があると説く。(1) 公法以外の私法などの領域も国際公法に取り込む。(2) 国際機構、私企業、個人への対象の拡大、(3) 非ヨーロッパ・グループへの対象の拡大、(4) 政治的、社会的、経済的組織原則への拡大。(5) 国際組織の役割と変化を考慮に入れる、などである。⁶⁷⁾ フォークによると、フリードマンの方法論そのものは、依然として伝統主義者のものにすぎず、体系的な視点が欠如しているという。⁶⁸⁾ しかし、フリードマンの研究は、国際社会の変容に伴った国際法の構造変動を的確に捉え、新しい形の国際法学の出現を予知した点で評価できるといえよう。

フリードマンの研究に加えて、政策決定論を国際法学に持ち込んだ点で、カプランとカツエンバックの研究は優れていた。両者による共著『国際法の政治的基礎 (The Political Foundation of International Law)』⁶⁹⁾は、次の点で評価できる。まず国際社会の分権的性格であるが、彼らはこれを現実のものと認める。そのうえで同書が執筆された1950年代の国際社会において国際法は、国家（特に米ソ両大国）が、相互に守りあうという形での水平的法秩序として示される。⁷⁰⁾ また、国益と力の関係の問題とも関わることであるが、核の脅威下にある時代において、核大国が相互に国際法を守りあうこと、が、両国にとっての国益となると考える。⁷¹⁾ 彼らは世界の権力分布の問題に関して、勢力均衡モデルと、穏やかな二極モデルを考案するが、その強調点は後者にある。⁷²⁾ カプランとカツエンバックの貢献で特に注目される点は、国際法学の分野に、政策決定論を持ち込んだ点である。これは、マクドゥーガルやラスウェルの

方法論に影響を与えた。⁷³⁾ 彼らは、政策決定者にとって、合理性 (reasonableness) を認識することが、その法認識として重要であるという。国際法の強制力や実効性の問題とも関わることであるが、國家が自国の主張を通そうとする場合、非合理なものは結局は排除されてしまう。それ故、国際法が実効性あるいは拘束力を持ち得るのは、その政策決定者が、合理性の判断に基づいて自国の主張を行なうからである。そしてこの合理性それ自体の持つ秩序安定化機能 (self-ordering role) を理解することが、国際法体系の適切な認識にとって重要なことである、⁷⁴⁾ という。以上の議論からもわかるようにカプランとカツエンバックの研究は、その研究対象としても、方法論においても、法と政治の双方を考察し、国際法学と国際政治学の架橋を図っているのである。

このような研究が出されるには、その前提として国際政治学による国際社会の体系的把握の研究がなされなければならない。次に国際政治学における国際システム論を考察する。

3. 国際政治学の国際システム論

本稿の課題は、国際法学と国際政治学を架橋するような方法論の模索、ということである。中でも前節までの考察は、第Ⅰ章の第2節において示した「国際政治学による国際法批判」の四つの問題点を中心に議論を展開してきた。しかし、法政策学派登場の前段階には、「国際政治による国際法への歩みより」の過程がある。すでに前節で紹介したカプランは、国際政治学者である。そこで本節では、国際法の何が、国際政治学をして歩み寄らしめたのか、という問題を中心に考察を進める。

とである。⁵⁴そこで四つの問題点に沿って同書を考察してみよう。まず、彼らの指向する世界法は、現行の国連憲章よりも、より国内法に近い中央集権的体系を持っている。その実効性はともかくとして、この体系は、ケルゼンが『国際連合の法 (The Law of the United Nations)』⁵⁵で示した法の体系よりもさらに高度な中央集権的性格を示している。第二の問題である法の拘束力や、強制力は、次に示す諸点によって強化される。国連総会に、平和維持と軍縮に関する実施権限を与えていた点、⁵⁶世界警察軍の組織を充実させ、常備軍と平和予備軍を、世界全体に配備する点、⁵⁷国際司法裁判所が強制的管轄権を行使し、また、判決が履行されなければ強制措置を要請し得る点、⁵⁸などである。第三の問題である国益や力との関係について、本書でもっとも特徴的な点は、国連へ派遣される代表が、国家代表のみならず、その国のその地域の人民の人口割による代表を派遣することである。さらに投票にあたっては、構成国の国家数による多数決と、代表人数による多数決を組み合わせて行なう。⁵⁹これは、ひとつには国連総会において、小国が結束して多数の横暴を働くことを防ぐ効果がある。いまひとつは、国益対国益の対立という図式から、人民対人民の問題の図式へと転換を図る効果があるだろう。これによって、大国対小国の問題も、人民対人民の問題として解消することをねらっているといえよう。また、五大国が拒否権を持つ国連安全保障理事会に代わって、執行理事会 (The Executive Council) を提案している。ここでは、大国と小国がほぼ等配分で代表を出し得ると共に、拒否権がなくなっている。⁶⁰第四の法と政治の問題については、特に

言及していないが、法以外の紛争をも裁定し得る世界衡平裁判所 (World Equity Tribunal) を考案している。⁶¹本書の方法論は、非常に純粹法学的であって、ケルゼンの方法論をさらにつきつめたものといい得る。もちろん同書は、それが執筆された1960年前後の世界の情勢を反映しての考察ではある。しかし、昨今の国連改革に関する論争に一石を投じるような当時としては時代を先取りした大胆な構想はむしろ冷戦後の今日において注目に値しよう。

フリードマンは、クラークやソーンのように中央集権的な法の自律的体系を模索することによって、国際社会および国際法の分権的性格を、そのものとして受け入れ、さらにはその構造変動を的確に把握しようとする。⁶²フリードマンの主な关心事項は、国際社会の変容に伴った国際法の構造変動である。それ故筆者の問題点の第二の、国際法の拘束力の問題については、特に答えていない。第三の問題、国益と力の関係については、フォークが正しく指摘するように、フリードマンは、機能主義的アプローチをとっている。⁶³それ故、国際社会の分権的性格を認識しながらも、その社会の中で共通の共同体利益が存在する側面に焦点をあてる。⁶⁴また、第四の法と政治の問題に関しては、外交と政治学の違いを乗り越える必要があることを指摘している。⁶⁵フリードマンの研究で特徴的なことは、何よりも国際社会と国際法の現状を的確に把握しているところにある。現代の国際法は、次の三つのレベル——(1) 共存の国際法、(2) 協力の国際法：普遍的関心、(3) 協力の国際法：地域的区分——にむかって発展していることを指摘する。⁶⁶そして、国際法が対象とする領域が、多様化し、拡大していく傾向のなかで、次の 5

そこで、前述の国際政治学からの批判として示した四つの問題点に沿って、同研究会の成果を分析してみよう。ただしこの分析はあくまでグロティウスの時代の問題であって、現代の問題ではない、という留保つきである。⁴⁸⁾まず、国際法の分権的性格の問題に対してグロティウスは、法の体系化を試みる。その際、神意法や人意法とは区別した意味での自然法に基礎を置く。しかし人間の関係を律するには自然法だけでは不十分であるから、これを補強するものとし神意法や人意法を考えている。⁴⁹⁾グロティウスは、自然法、そしてその基礎となる人間の社会性に、究極的には収斂することによって、法の体系化を試みたといえよう。次に、法の強制の問題であるが、グロティウスは、約束や合意の拘束力について、これを自然法によって基礎付ける。そして信義、すなわち「約束を守ること」を、自然法上の規則として、法の基礎に組み込んでいる。⁵⁰⁾そして、この自然法の下に条約は効力を発する。それ故現代の条約における合意原則とは性格が異なるものではあるが、グロティウスは、合意の拘束力に着目していた。⁵¹⁾第三の問題である国益や力の問題は、主権国家体制の確立していないこの時代に、明確に意識されることとはなかった。それ故、グロティウスが直接、国益や力の問題に言及している叙述はみられない。最後に政治と法の関係であるが、グロティウスの叙述の特徴のひとつに、包括性ということが挙げられる。⁵²⁾グロティウスの時代には、学問の専門分化が進んでいなかった。それ故、グロティウスは特に法と政治を不連続のものとして捉える見方も出しておらず、また、国際政治学と国際法学の分化ということも、考えもつかなかった。グロティウスの

研究は、その時代のものであるという制約はあっただろう。しかし、歴史の転換点において、社会総体の姿を見定めようとする姿勢を持って、法規範と倫理規範という別個のものを、ひとつにまとめあげようとした努力は、評価されるべきであろう。グロティウスの現代意義、といった場合、彼の示した個々具体的な諸規則の内容が、現代にも通用する意義あるもの、というだけではない。グロティウスの前述のような社会を総体として捉えようとする研究姿勢、方法的態度こそ、現代的意義あるものとして、学ぶべきものではないだろうか。

このように、社会の総体を、体系的に把握しようとする試みが、現代の国際法学および国際政治学においてもなされてきた。以下の章では、国際法学、国際政治学それぞれのシステム論研究を考察する。

2. 国際法学における国際システム論

国際社会および国際法の分権的性格を克服する試みとして、国際法学はいくつかのシステム論を提示してきている。本稿では、クラーク (Grenville Clark)、ソーン (Louis Sohn)、フリードマン (Wolfgang Friedmann)、カプラン (Morton A. Kaplan) およびカツツェンバッハ (Nicholas de Katzenbach) の、国際法に関する体系的分析を中心に考察する。

まずクラークとソーンは、その主著『世界法による平和 (World Peace through World Law)』⁵³⁾ の大部分のページを、国連憲章改正案とそれを補強する諸条約の条約文に割いている。このような改正案を考案した主旨は、国連を強化し、世界秩序の維持に必要な立法、執行、司法機関を確立して、完全で普遍的な軍縮を達成するこ

関係の様々な分野で進歩的考え方を唱道し、支持した。以上からラウターパクトは、今日の国際法にも脈々とグロティウス的伝統が残り、流れていると指摘する。そして何よりも、グロティウスが偉大であるのは、国家間関係を法の一部としてのみならず、倫理の一部としても考え、この両者をひとつにまとめあげたことである、と指摘する。ラウターパクト論文は、グロティウスの研究を紹介し、現代の国際法にその痕跡をとどめている部分を抽出するというものであった。

他方フォークは、⁴¹⁾現代国際法におけるグロティウスの痕跡のみならず、グロティウスが求めたものの現代における重要性について考察している。グロティウスが生きた時代は、宗教戦争が盛んであり、キリスト教という倫理規範による統一的世界観が、崩れはじめた時代であった。そして新興国家体制が、現実のものとして認められ始めた中で、グロティウスは、キリスト教規範に代わる法規範によって、国際社会の規範的枠組みを構築しようとした。グロティウスは急進的でも従順でもない深い良心を持った人であった。それ故、歴史の転換点に立って、キリスト教的良心を前提としながら、新しい時代の主権国家体制における合理性と自然法を描きだしたのである。現代は歴史の転換点にあり、グロティウスの時代と同様の悩みを持つ。グロティウスの時代には、キリスト教的世界観という超国家主義 (*supra nationalism*) が、主権国家体制によって挑戦を受けた。現代では主権国家体制が、新しい型の超国家主義に挑戦を受けているのである。⁴²⁾我々は世界秩序と国際法との違いを引き出しあげた。変化しつつある世界秩序と国際法を再び結びつけることによって、

法の変革を期待しているのである。⁴³⁾

フォーク論文から、グロティウスが生きた時代と現代とが、共に歴史の転換点にあり、その意味で、グロティウスの求めたものと、今日我々が希求しているものには、共通点があることがわかった。では、より具体的には、どのような共通点があるのだろうか。

国際法基礎理論研究会は、グロティウス研究を、次の三つの問題意識に基づいて行なっている。第一は、国際法思想史におけるグロティウスの占める地位の問題で、「従来の国際法学におけるグロティウス理解はきわめて一面的であり、時として恣意的ですらあるように思われる。⁴⁴⁾」という疑問である。第二に、今日の国際法学界が陥っている「戦争と平和の問題」⁴⁵⁾への消極姿勢への反省である。第三には、グロティウスの方法論にも見られる、「国際法における植民地体制、欧米中心主義への批判的観点」⁴⁶⁾である。そして同研究会の研究によって、それぞれの研究会構成員によるグロティウスの内在的理説が紹介された。⁴⁷⁾同研究会の第一の問題意識は、グロティウスを過大評価もせず、過小評価もせず、その時代の文脈に即して分析し、評価することであった。それゆえ、同研究会の第二、第三の問題意識にも関わるグロティウスの方法論の現代的意義ということは、語られることがあまりに少なかったようだ。もちろんその時代の文脈に即した内在的理説なくして、現代的意義を語ることは暴論であろう。それ故、同研究会の成果は、何よりも歪曲して理解されることの多かったグロティウスの研究を、その時代のグロティウスの眼となって理解し、分析したことこそ大きな意義があるといえよう。

課題である法政策学派登場の前段階として、いかなる方法論変革の動きがあったかを探るのが第Ⅱ章の課題である。

1. グロティウスの方法論の現代的意義

グロティウス (Hugo Grotius) は、1583年、ネーデルラント独立戦争の最中のオランダに生まれた。²⁷⁾ 彼は、1625年に出版した主著『戦争と平和の法 (De jure belli ac pacis)』²⁸⁾ によって、後代の学者から、「国際法の父」と呼ばれることになった。現代の国際法学における方法論変革の動きの中で、なぜ国際法の古典とも言うべきグロティウスの method が脚光を浴びることになったのか。ここでは、グロティウスの研究に着目している現代の国際法学者、ラウターパクト (Hersh Lauterpact)、フォーク (Richard Falk) および大沼保昭教授を中心とする国際法基礎理論研究会の²⁹⁾ 論考を中心に議論を進める。

まずラウターパクトは、1946年の論文で³⁰⁾、現代の国際法学に残るグロティウス国際法学の11の伝統を分析している。①国際社会全体が法規則に従うことが本書の中心課題であること。³¹⁾ ②国際法の独立の法源として自然法を受け入れたこと。³²⁾ グロティウスは、自然法とは別個に、諸国民の法 (*jus gentium*) が存するとした。この諸国民の法は、合意の産物であるが、合意の拘束力は、自然法によるものであると述べた。③自然法の基礎としての人間の社会性を肯定したこと。³³⁾ 自然法は、人間の社会性、人間の正しい理性によって導かれるものであると考えた。自然法はキリスト教などの神意法とも異なり、人間の理性に忠実な法である。そしてこの自然法は、国家意志よりも上位のものであ

る。④国家と個人の本質的同質性の承認。これは、国家と個人が似ているからではなく、個人によって国家が構成されているからである。それゆえ個人から究極はすべての法（国際法も国内法も）が派生する。⑤「国家理性」の拒否。³⁴⁾ 国際法の基本要因としては国家理性を拒否した。ふたつの道徳に従うことはできない。国家理性に基づいて自国のみの複利を望むのではなく、人類全体の法的道徳的統一を指向した。現代もこの国家理性論争は続いている。⑥正戦と不正戦の区別。³⁵⁾ そのこと自体はグロティウス以前の国際法学者も行なっていたが、この問題を明確化し、強調した。とくに戦争の正当原因を法的理由（宗教的理由ではなく：筆者付記）に求めた。⑦条件付中立の原則。³⁶⁾ グロティウスの影響で、18世紀には中立国の権利が認められた。しかし、グロティウスの述べる中立とは、条件付のものであって、本来ならば中立国は正戦に加担すべきであるが、条件付で戦争に関わらず、かつ中立国としての権利が守れることを認めた。⑧約束の拘束力。³⁷⁾ グロティウスは、約束の拘束力と信義誠実および義務を重視した。これは現代で言えば、「合意は拘束する (*pacta sunt servanda*)」が諸国民の法の大前提ということになる。⑨個人の基本権と自由。³⁸⁾ 奴隸制を正当化し、抵抗権を否定した。彼にとって平和こそが第一の目的であって、自由のために戦つて死ぬくらいなら奴隸になれという。ただし、人民の敵といいうような抑圧的国王のいる国に対しては、他国が人道的干渉を行なうことを認めた。⑩平和の理想。³⁹⁾ たとえ正当原因があろうとも、戦争に走るべきではなく。また、一旦戦争が始まってしまった場合の交戦法規を考案した。⑪理想主義と進歩の伝統。⁴⁰⁾ 彼は国際

究の方法論としての法学と政治学の問題である。それゆえ両者は明確に区別して認識しておく必要があるだろう。

3. 問題の画定

前述のように、国際政治学の側から出された四つの批判——①国際法の分権的性格、②国際法の強制力、実効性の問題、③国益や力との関係、④法と政治の関係——に、国際法学がいかに応えるかが問題となる。すでにケルゼンは、③を除く三つの論点に対し、こたえを出している。彼はたとえ国際社会が分権的性格を持つとしても、法そのものは、国際社会のすべての事象から切り離された自律的体系を持つ。彼にとって法とは、形而上の概念であり、そこにおいて法は、垂直的、自律的体系を常に保持している。また、法が強制力を欠くとの批判にも、彼は動じない。けだし、国際法学は、他の科学から閉じた学問であって、国際法学の内部で、論理的整合性を保ち得れば、それで充分なのである。すなわち、国際社会において、実体として法が強制力を持ち得ないとしても、それが国際法の法的性質を、何ら害するものではない、²³のである。法が問題とすべきであるのは、当為としての強制であって、事実としての強制ではない。この当為としての強制力を、国際法は保持している。²⁴また、第四の問題、法と政治の関係についても、ケルゼンは、実体としての法と政治を連関性のない別個のものと考えている。

国際法学が、ケルゼンの述べるようななかたちで国際政治学の批判に応えたとしても、これは本当の答えになっているだろうか。これでは国際法学と国際政治学は、まったく異なる基盤の

上にたつ学問であって、相互に批判の対象にすらなり得ないということになる。国際法学が、現実の国際社会における法現象を考察の対象とする社会科学であるならば、ケルゼンの述べるような閉じた学問ではなく、存在する実体を分析する学問として、国際政治学と同じ土俵に立って、その批判に応える姿勢が必要であろう。

本稿では、法政策学派 (Policy oriented jurisprudence)などの方法論、²⁵すなわち国際法学をあらゆる科学から閉じた学問とは考えずに、開いた学問と考える方法論について研究する。その際問題とするのは、前節で検討した国際政治学の側から出された四つの批判に対して、国際法学がいかなる考え方をしているかである。そこで本稿の構成は、第Ⅱ章において、システム論を中心に学際的な学問分野の登場が、国際政治学と国際法学を架橋するような方法論を要請してきたことを研究する。第Ⅲ章においては、この法政策学派の method を紹介すると共に、この方法論の限界を指摘する。第Ⅳ章では、法政策学派以外の英米系の国際法学者の中で、国際法学と国際政治学をうまく架橋するような方法論が出されていないか、を考察する。最後に結論の章では、未だ試論的段階ではあるが、前述の考察を踏まえた上で筆者の方法論上の視座を紹介する。²⁶

II 方法論変革の動き

国際社会の構造変動ということが、近年問題とされてきているが、このような国際社会の実体の変化に伴って、この実体を分析する方法論も、変えていかなければならない。本稿の中心

であり、法は戦争を追放する手段となりえなかっただことに問題がある。⁽¹³⁾それゆえ国際法の強制の問題は、それぞれの特定の状況における政治的考慮と、力の配分の問題にかかっている。⁽¹⁴⁾

第三の論点は、この力および国益と、国際法との関係の問題である。前述のように他国に国際法を強制するには、自国の力が問題となるのであって、国際社会には、法の強制のための執行機関が存するわけではない。すなわち、国際法においては、広汎な無名の個人が主体である国内法におけるよりは、力の要素が支配的であり明瞭に現われることになる。同じ事情が、国際法を法の部門よりも、あからさまに政治的なものとしている。⁽¹⁵⁾また、国益についても、カー、シューマン、モーゲンソーの三者が一致して述べるように、法は、それが依拠している政治的基盤と、それが奉仕する政治的利益とから離して理解せられるものではありえない。⁽¹⁶⁾国際法は、国益に奉仕する道具であって、これを促進するものであれば利用され、害あるものであれば侵犯されるものである。⁽¹⁷⁾

第四の論点は、法と政治の関係である。これは、三者の表現が微妙に異なる点である。まずシューマンは、法と政治の領域が互いに連続していない、⁽¹⁸⁾と述べる。これに対しカーは、すべての法の背後には、不可欠な政治的背景が存在する。法の究極の権威は、政治から由来する、⁽¹⁹⁾と述べる。また、モーゲンソーは、法の強制の問題が、政治的考慮と力の配分にかかっていることを指摘する。⁽²⁰⁾この三者のいう「政治」の捉え方そのものも、微妙に異なっているであろうから、前述の引用をもって三者の意見が対立していると結論付けるのは、妥当ではない

いだろう。しかし、本稿の目的から考えて、法と政治の関係は、考察すべき論点として挙げておく必要があるだろう。

以上、国際政治学による国際法批判の四つの論点を指摘した。このような国際法に対する国際政治学の宣戦布告によって、国際法学と国際政治学は決裂した、⁽²¹⁾とボイル (Francis Anthony Boyle) は指摘する。もちろん国際法学と国際政治学の学問分野が分裂し、その境界領域にあるような学際的研究がなされなくなつた一因は、前述のような政治的現実主義者による国際法批判がなされたことにある。しかし、もうひとつの原因是、国際法学の側に内在する。ケルゼン (Hans Kelsen) は次のように述べて、国際法学をすべての科学から切り離された自律的学問とすることを試みる。純粹法学は、「純粹な、すなわち、一切の政治的イデオロギーと一切の自然科学的分子から分化されたところの……法律理論である。その際に、そもそも最初から、わたくしの目標としたのは、ほとんど完全に——公然にあれ、ひそかにあれ——法律政策議論に変質してしまった法律学を真正の科学の高みに、精神科学の高みに引き上げることであった。⁽²²⁾」このように、国際法学と国際政治学の学問分野の分裂は、それぞれの分野の内側から引き出された結論であった。この問題は、前述の国際政治学による国際法批判の四つの論点の土台となる、いわば本稿の中心課題である。前述の四番目の論点として、法と政治の関係の問題を挙げたが、これと国際法学と国際政治学の分裂の問題は、性質の異なる問題である。前者は、研究対象としての、また、国際社会に実体として存在するものとしての、法と政治の問題である。それに対し後者は、研

すなわち、国内法のアナロジーを使って発達してきた国際法学を、アナーキーな国際社会に適用するには限界がある。現代の国際社会には、世界政府と呼べる存在もなく、従って司法、立法機関も確立していない。このような国際社会には、国内法のような「法の支配」の原理をそのまま適用するわけにはいかない。この国際法の弱点を克服するには、従来の法律学の方法論に捉われずに、現代の国際社会のメカニズムを解明し、その社会に適した新たな方法論を模索する必要があるといえよう。国際関係法学とは、いわば、国際社会のメカニズムを解明するためには、様々な方法論を取り入れた国際法学ということができよう。

国際政治学の分野からは、国際法が現実の国際社会の実態に適合していないという批判が提起されている。それ故本稿では、国際関係法学の様々な方法論の中でも、国際政治学からの批判に応え得るような国際法学の方法論の模索——国際法学と国際政治学の架橋——を中心課題とする。

2. 国際政治学による国際法批判

ところで国際政治学は、国際法の何を批判してきたのだろうか。またこの批判に対し、国際法学者が何を応えるべく方法論研究をすすめてきたのであろうか。まずはこの、国際政治学による国際法批判の論点を引き出すことによって、本稿の分析視覚の方向性を定めることとする。

国際政治学者、中でもシューマン (Frederick L. Schuman)、モーゲンソー (Hans J. Morgenthau) およびカー (Edward Hallett Carr) などの政治的現実主義者 (Political realist) によって、国際法批判がなされてきた。シューマンの

国際法批判の中心的な論点は、国際法が、法を強制する手段を欠いているということである。⁽²⁾これに対しモーゲンソーは、国際法の分権的性格に注目する。⁽³⁾そのため国際社会も分権的性格を持ち、個別国家ごとに国益が違ひ、力 (power) が分散していることを問題とする。⁽⁴⁾さらにカーは、国際法が、全体として社会を拘束する裁決を下し得る裁判所を持たない点と⁽⁵⁾、法の遵守を強制することのできる機関を持たない点を⁽⁶⁾、批判の中心的論点としている。三者の批判には類似している問題が多く、これを整理すると、およそ次の四点にまとめられる。

第一に、国際社会および国際法の分権的性格の問題がある。シューマンは、これについて、国際社会が統治機構を欠く社会であることを指摘する。⁽⁷⁾モーゲンソーにいたっては、この分権的性格が、国際法の立法⁽⁸⁾、司法⁽⁹⁾、執行 (行政)⁽¹⁰⁾、あらゆる面で、その機能を弱体化させる要因となっていることを指摘する。

第二に、国際法が強制力および実効性を欠いているという問題がある。これは前述のようにカーやシューマンの国際法批判の中心点である。またモーゲンソーは、国際司法裁判所 (International Court of Justice) の強制的管轄権制度の未熟さを問題としている。⁽¹¹⁾さらに法の執行にいたっては、モーゲンソーとシューマン双方が指摘するように、国家の権利の遵守は、自助、すなわちその国が他国を強制して、その権利を尊重させる力にかかっている。それゆえ国際法は、大国にとっては優利に働くが、小国は他の大国に頼るなどの手段によらなければ、自国の権利を遵守できない状況にある。⁽¹²⁾かつ、他国を強制する手段の究極のものは戦争

国際関係法学の方法論に関する一考察(上)

庄 司 真理子

A Study of Methodology of the Law of
International Relations. (1)

Mariko Syoji

I. 序章

1. はじめに
2. 国際政治学による国際法批判
3. 問題の画定

II. 方法論変革の動き

1. グロチウスの method of the modern significance
2. 国際法学における国際システム論
3. 国際政治学の国際システム論(以上本号)

III. 法政策学派の method (以下次号)

1. 初期法政策学派——法価値学説——
2. 後期法政策学派——WOMP (World Order Model Project) ——

IV. 法政策学派以外の国際関係法学の method

1. ジョン・W・ハルダーマン
2. ジョン・F・マーフィー
3. ジェームス・フォーセット
4. フランシス・A・ボイル

V. 結びにかえて

国際関係法学の method の模索

1. 法政策学派の method の問題点
2. 今後の課題

I 序 章

1. はじめに

「国際法」の用語の代わりに、「国際関係法」という用語が利用されるようになった。1995年8月に出版された『国際関係法辞典』⁽¹⁾は、「とくに国際関係の多面にわたる展開に伴う現下の学問的な要請に応じて、伝統的な国際法、国際私法の分野に限定せず、国際組織法、EU(欧洲連合)法、国際経済法、国際取引法、国際政治・外交史を含め、全部で7分野を対象として……」との説明によって国際関係法を説明している。果たして国際関係法とはいかなる学問分野であろうか。『国際関係法辞典』の記述にもあるように、国際関係法学は、従来の国際法学に新しい研究対象を付け加えた極めて学際的な学問領域ともいえよう。本稿では、ことに国際法学と国際政治学の学際領域に焦点をあてて、両学問分野にまたがった方法論を模索することを目的とする。

ところで、本稿で「国際関係法学」の用語を使用する背景には、次のような問題関心がある。